

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【公開番号】特開2017-128394(P2017-128394A)

【公開日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2017-028

【出願番号】特願2017-78683(P2017-78683)

【国際特許分類】

B 6 5 D	83/04	(2006.01)
B 6 5 D	5/02	(2006.01)
B 6 5 D	5/64	(2006.01)
B 6 5 D	75/36	(2006.01)
A 6 1 J	1/00	(2006.01)
A 6 1 J	1/03	(2006.01)

【F I】

B 6 5 D	83/04	D
B 6 5 D	5/02	Z
B 6 5 D	5/64	Z
B 6 5 D	75/36	
A 6 1 J	1/00	4 3 0
A 6 1 J	1/03	3 7 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月24日(2017.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リップ及びフックを有するスリーブと、

製品を収容するために少なくとも1つのプリスターを有するベースであって、前記プリスターが少なくとも1つの空洞を含む、ベースと、  
前記ベースに結合される台紙と、

前記ベースに結合されるロック部材であって、リベットアセンブリを含むロック部材と、を備え、  
前記ロック部材は前記ベースの上面から前記ベースの底面まで結合され、

前記ベースは前記スリーブ内で摺動可能であり、

前記ロック部材は、前記リップと係合することによって、前記ベースを前記スリーブ内で第1の位置に選択的にロックするように構成され、

前記ロック部材は、前記フックと係合することによって、前記ベースを前記スリーブ内で第2の位置に選択的にロックするように構成される、包装器具。

【請求項2】

前記少なくとも1つのプリスターは、前記少なくとも1つの空洞を被覆する前記台紙を破壊することによって前記製品を取り出すために、反転状態になるまで内側に押されるように構成される、請求項1に記載の包装器具。

【請求項3】

前記リベットアセンブリは、雌リベット部材に連結される雄リベット部材を有する、請

求項 1 に記載の包装器具。

【請求項 4】

前記雄リベット部材は前記上面に当接する、請求項 3 に記載の包装器具。

【請求項 5】

前記雌リベット部材は前記底面に当接する、請求項 4 に記載の包装器具。

【請求項 6】

前記台紙は、前記少なくとも 1 つの空洞を被覆する前記台紙を剥がすために、前記少なくとも 1 つのプリスターの内側縁部にミシン目を有する、請求項 1 に記載の包装器具。

【請求項 7】

前記ベースは実質的に可撓性を有する、請求項 1 に記載の包装器具。

【請求項 8】

前記ロック部材は実質的に硬質である、請求項 7 に記載の包装器具。

【請求項 9】

リップ及びフックを有するスリーブと、

製品を収容するために少なくとも 1 つのプリスターを有するベースと、

前記ベースに結合されるロック部材であって、リベットアセンブリを含むロック部材と、を備え、

前記ベースは前記スリーブ内で摺動可能であり、

前記ロック部材は、前記リップと係合することによって、前記ベースを前記スリーブ内で第 1 の位置に選択的にロックするように構成され、

前記ロック部材は、前記フックと係合することによって、前記ベースを前記スリーブ内で第 2 の位置に選択的にロックするように構成される、包装器具。

【請求項 10】

前記少なくとも 1 つのプリスターは、前記製品を取り出すために内側に押されるように構成される、請求項 9 に記載の包装器具。

【請求項 11】

前記ベースに結合される台紙をさらに備え、前記台紙は前記少なくとも 1 つのプリスターの内側縁部にミシン目を有する、請求項 9 に記載の包装器具。

【請求項 12】

前記リベットアセンブリは、雌リベット部材に連結される雄リベット部材を有する、請求項 9 に記載の包装器具。

【請求項 13】

前記雄リベット部材は前記ベースの上面に当接し、前記雌リベット部材は前記ベースの底面に当接する、請求項 12 に記載の包装器具

【請求項 14】

前記リベットアセンブリは、ピンと、少なくとも 1 つの縁部を有するリベット部材とを含む、請求項 9 に記載の包装器具。

【請求項 15】

前記ベースは実質的に可撓性を有する、請求項 9 に記載の包装器具。

【請求項 16】

前記ロック部材は実質的に硬質である、請求項 9 に記載の包装器具。